

～ 国際研究 ～

インドネシア司法に関する実情調査報告

国際協力部教官

松川 充 康

第1 本調査の概要と目的

1 当職は、平成23年8月8日(月)夕刻から同月16日(火)までインドネシアに滞在し、インドネシアの法・司法に関する実情調査を行った。同調査には、当部石井涼子専門官のほか、草野芳郎教授(学習院大学、元裁判官)、稲葉一人教授(中京大学、元裁判官)、大島崇志弁護士(元裁判官)、稲田龍樹教授(学習院大学、元裁判官)にも御自身の研究費で同行いただいた。通訳は、日本で工学博士を取得し、現在はインドネシアで法学修士課程に在籍しているジョコ氏にお願いした。

日程は、以下のとおりである。

8月9日(火)

インドネシア最高裁判所長官表敬

インドネシア最高裁との協議

鹿取在インドネシア日本国大使表敬

8月10日(水)

南ジャカルタ地方裁判所訪問

ボロブドゥール(Borobudur)大学での講演

福井信雄弁護士(長島・大野・常松法律事務所、ジャカルタ駐在)との協議

8月11日(木)

司法研究開発研修所訪問

8月12日(金)

日・インドネシア法律関係者交流セッション

JICA, JETRO, ジャカルタ・ジャパン・クラブなど、日系の機関を訪問

福井弁護士、知的財産権保護強化プロジェ

クト¹長期専門家らとの夕食会

8月14日(日)

城田在デンパサール総領事との昼食会

8月15日(月)

デンパサール地方裁判所訪問

8月16日(火)

ワルマデワ(Warmadewa)大学での講演

なお、ほぼ全ての日程につき、在インドネシア日本国大使館の身玉山宗三郎専門調査員に同行いただいたほか、デンパサールを含む多くの日程に、タクディル(Takdir Rahmadi)最高裁判事、アグン(I Gusti Agung Sumanatha)裁判官(司法研究開発研修所・司法研修局長)ほか数名が同行くださった。

2 法務省法務総合研究所では、2002年から2009年まではJICA技術協力の枠組みの下、2010年からは独自の取組として、インドネシアに対する法整備支援を実施してきた。特に2007年から2年間で、インドネシア最高裁判所を対象として実施した和解調停強化支援プロジェクトを通じ、インドネシア最高裁判所との協力関係が強まった²。その結果、インドネシア最高裁判所は、同プロジェクト終了後も、司法制度改革を更に推進していく上

¹ 同プロジェクトの基本情報は、JICAナレッジサイト内の情報を参照。<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/6de16c1a8ff77f69492577040020afd7?OpenDocument>

² 今般同行いただいた草野教授及び稲葉教授は、同プロジェクトの国内支援委員として中心的な役割を果たした。

で、和解・調停に限らず、法律分野全般において日本の知見や経験を学びたいという強い意向を示している。

そこで、インドネシアからの要望にどう応えるか、法律分野での協力・交流をどのように進めていくべきかを検討するに当たり、インドネシアの法・司法の実情を正確に把握、理解する必要があると考えられたことから、本調査を実施したものである。

第2 インドネシアの裁判所訪問時に得た情報・知見

以下では、インドネシアの裁判所を訪問した際に提供を受けた情報・知見を紹介する。

1 最高裁判所長官表敬

インドネシア最高裁側からの発案で、ハリフィン・トゥンパ (Harifin A. Tumpa) 最高裁判所長官への表敬訪問が実現した。

- ・2007年～2009年までのJICA 和解調停強化支援プロジェクトを通じての協力及び2006年最高裁規定集改訂支援（特に第2巻）に改めて感謝を表す。インドネシアでは、和解調停強化支援プロジェクトを通じて制定された2008年最高裁規則や研修教材をきっかけとし、裁判所内外において、和解・調停といった話し合いによる紛争解決システムを促進していこうという機運が高まっている。
- ・今後も司法改革を遂行していこうと考えているが、中でも裁判官その他裁判所職員の人材育成、能力強化が大きな課題である。日本には、判決起案能力の向上など、裁判所の人材育成について、引き続き協力をお願いしたい³。
- ・最高裁判所への上告事件数が膨大すぎるというか

³ インドネシアでは、裁判官候補生・裁判官向けの研修につき、一定のカリキュラムこそできつつあるものの、教材や参考資料がほとんどなく、それらの開発が大きな課題になっている。インドネシア最高裁からは、調停に関するDVD教材開発支援の実績がある日本への期待が強いが、旧宗主国のオランダが、裁判官候補生研修への支援を取り止めたことに伴って、その必要性はさらに高まっている。

ねてからの課題については、上告できる事件を限定する上告制限の導入を検討している⁴。この点についても、日本の制度を参考にしたいので、情報・知見を提供してほしい。

2 最高裁判所との今後の交流・協力に関する協議

長官表敬に続き、アチャ (Atja Sondjaja) 最高裁判事 (民事部長)、タクディル最高裁判事及びアグン裁判官と当職らとの間で、今後の交流・協力の方向性及び内容について、具体的な協議を行った。また、別機会に、アグン裁判官から、商業裁判所の実情に関する聴き取りも行ったため、その内容もあわせて、この項内に記載する。

ア 本年11月の来日について

日本の民事訴訟システムや法律家養成の実情などを研究する目的で、本年11月13日～19日の日程で、アチャ最高裁判所判事 (民事部長) を団長とし、タクディル最高裁判事及びアグン裁判官も含めた最高裁判事及び司法研究開発研修所の幹部裁判官10名が来日することを合意。5名分の渡航費・滞在費は法務省法務総合研究所が負担する一方、残り5名分はインドネシア最高裁が費用を負担することも決められた。

アチャ最高裁判事らからは、日本の司法研修所で用いられる教材、民事訴訟のケースマネージメント、民事訴訟における上告制限及び最高裁の調査官制度、さらに損害賠償額の算定基準といった点を特に学びたいとの意向が示された。(当職から、日本の司法研修所教材である「民事判決起案の手引」や民事第一審の流れを説明する動画教材の SCRIPT につき、インドネシア語訳を進めており、来日時にはそれら翻訳教材の説明も取り入れる方針である旨を説明。また、既に翻訳済みの部分については、参考資料として交付した上、簡単な概要説明も行った。)

⁴ 上告制限の導入は、かねてから議論されている。2000年代前半に検討されていた規定案については、山下輝年「インドネシア司法事情」ICDニュース12号(2003年11月号) <http://www.moj.go.jp/content/000010280.pdf> を参照されたい。

なお、インドネシアの裁判官向け研修の強化については、オランダが支援を行っていたが、既に打ち切られている。オランダの政権交代に伴い、アフリカ重視政策へとシフトしたことが理由であるとのことであった。

イ 法務省法務総合研究所による委託調査について

法務省法務総合研究所では、ジャカルタ駐在の福井信雄弁護士（長島・大野・常松法律事務所）に対し、知的財産権の行使も含めた法的エンフォースメントの中核である強制執行・民事保全・担保権実行の実情調査を委託している。

本調査の遂行のためには、資料の提供や実務運用の実情に関するインタビューといった面で最高裁の協力が不可欠と考えられるため、当職は、本協議の場に、福井弁護士にも同席してもらい、アチャ最高裁判事らに、本調査の内容や目的を説明するとともに、調査受託者として紹介した。アチャ最高裁判事らには、本件調査への協力を快く引き受けていただくことができた。アチャ最高裁判事付調査官のエディ裁判官が窓口となり、関連する法律、最高裁規則、回状などが提供される予定。

ウ 和解・調停制度の普及状況

（アチャ最高裁判事）

- ・調停人養成研修を経て、調停人資格を取得した者は、既に1000人に達している。JICA 和解調停強化支援プロジェクトをきっかけに、インドネシア全体で、紛争を話し合いによって解決するシステムを広げていこうという意識が高まっている。
- ・裁判官に対する調停研修についてはもちろんのこと、裁判所外での調停人養成研修においても、日本で本邦研修を受けた人々がトレーナーとして活躍している。
- ・裁判所外で資格ある調停人の下、合意が成立した場合、裁判所で所定の手続を採れば、執行力を得ることができるが、手続の所要時間は長くても2

週間程度である。なお、労働事件については、特別の紛争解決システムがあり、裁判所外での合意に執行力を付与させる手続についても、即日で終了する。

ただ、実際には、訴訟外で合意が成立した場合に、執行力を付与する手続まで採られることはまれである。

エ 商業裁判所について

（アグン裁判官⁵）

- ・商業裁判所は、通常裁判所に属しており、中央ジャカルタ地方裁判所を始め、全国で5か所の地方裁判所のみにある。倒産事件と知的財産権⁶事件（民事）を管轄している。
- ・商業裁判所の事件を担当するのは、通常裁判所の裁判官のうち、10年以上の実務経験を積んだ後、所定の研修を受け、そこでのアセスメントも踏まえ、最高裁判所から資格を付与された者に限られる。
- ・商業裁判所の事件につき資格を有する裁判官も、商業裁判所に専属しているわけではないし、人事異動として、商業裁判所のない裁判所へ異動することがある。また、商業裁判所がある裁判所に在籍している間も、倒産事件や知的財産権事件だけを担当するわけではなく、別の民事事件や刑事事件も配転される。
- ・知的財産権保護を図るため、侵害品につき、税関での水際差止めや国内での裁判所による差止命令につき、手続の細則を最高裁規則として制定する

⁵ アグン裁判官は、知的財産分野でも裁判所内で中核的な役割を担っている。2007年には、早稲田大学の招へいで来日し、次のような講演も行った（「インドネシアにおける知財エンフォースメント」<http://www.21coe-win-cls.org/activity/pdf/14/25.pdf>）。

なお、早稲田大学は、同講演を含め、アジアにおける知的財産法の実情に関する研究をまとめている（<http://www.21coe-win-cls.org/activity/index14.html>）。

⁶ インドネシアの知的財産権については、以下のウェブサイト中のリンクが参考になる。

http://www.e-patentsearch.net/database/patent_database_free_indonesia.html

作業を進めている⁷。

3 司法研究開発研修所

(BALITBANGDIKLATKUMDIL) 訪問

司法研究開発研修所は、裁判官その他裁判所職員の研修を実施する最高裁判所下の機関である⁸。シャリフディン (Syarifudin) 所長代行、アグン裁判官らに御対応いただいた。

ア 施設見学

模擬法廷、図書室、講師・研修員用の宿泊施設など、いわゆる箱部分の整備は相当に進みつつある。アメリカの判例集が大きなスペースを占めるなど、外国ドナーが積極的に文献を寄付している様子もうかがわれた。

また、新たにオランダ語の学習設備が整備されているのが印象的であった。インドネシアの民法や民事訴訟法は、原典がいまだに旧宗主国のオランダ語で書かれている上、母法の解釈学を学ぶという意味でも、オランダ語に精通しておくことが、一段階深い法律学習、研究を可能にする。このような研修設

⁷ これら知的財産権侵害品差止めのルール整備は、ジャカルタ・ジャパン・クラブを通じ、日系企業が求めているものでもある。現在進行中のJICA知的財産権保護強化支援プロジェクトでも、これらルール規定の整備をプロジェクト目標達成の外部条件と位置づけている。

なお、当部は、この分野でも、インドネシア最高裁に対し、日本の法令英訳や資料の提供、日本の知的財産高等裁判所や税関等の訪問をアレンジするなど、協力を行っている。

⁸ インドネシアでは、下級裁判所が通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所及び軍事裁判所に分かれている。それらの司法行政権につき、通常裁判所及び行政裁判所は法務人権省に、宗教裁判所は宗教省、軍事裁判所は国防省にと分かれていたが、2004年に最高裁判所がすべての下級裁判所の司法行政権を持つ体制に移行した(ただし、税務裁判所は、引き続き財務省が所管)。それに伴い、最高裁判所下に司法研究開発研修所が設置され、裁判官その他裁判所職員の研修を開始。2008年にはジャカルタ郊外のチアウィ郡メガムドゥンに研修所施設も開設された。

同研修所の体制及び研修の詳細、その他インドネシアにおける法教育の実情については、法務省法務総合研究所が、JICA和解・調停支援プロジェクトで長期専門家を務めた角田多真紀に委託した調査結果「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」<http://www.moj.go.jp/content/000073986.pdf>、「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、及び今後の改善充実の方向性について」<http://www.moj.go.jp/content/000073987.pdf>を参照されたい。

備の導入は、法律研究に対する姿勢の深化を示すものと考えられる。

イ 研修見学

当職らが訪問した際には、調停人資格取得研修、幹部書記官研修、産業開発裁判所裁判官養成研修が行われていたが、そのうち調停人養成研修の模様を見学した。研修員らは、通常裁判所及び宗教裁判所の裁判官らであり、20名程度の小グループ3つに分けられ、グループごとに双方向的な研修が実施されていた。研修員の学習意欲も積極的に見えたが、一方で、後記の講演時の質疑応答からは、調停に関する最高裁規則2008年1号につき、執行力の有無などの基本的な事項であっても、必ずしも正確な理解は行き渡っていないようであった。

司法研究開発研修所所長によると、年間を通じ、裁判官候補生研修、裁判官継続研修、特別研修(商事、労働、汚職、調停など)、書記官研修など、様々な研修が入れ替わり行われているとのことであった⁹。ただ、全国で裁判官数が約7000名¹⁰であり、地方裁判所だけでも331にのぼる状況¹¹では、全国の裁判所、裁判官に研修の機会を均等に与えることは難しい。幹部裁判官らは予算上の制約も含め、悩ましい問題として語っている。

⁹ 2010年の研修実績や裁判官候補生研修のカリキュラムについては、角田多真紀「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、及び今後の改善充実の方向性について」<http://www.moj.go.jp/content/000073987.pdf>を参照。

¹⁰ BAPPENAS=NLRP(2010) "Statistik Penegakan Hukum tahun 2007. Law Enforcement Statistics 2007.Jakarta."によると、通常裁判所裁判官3559、宗教裁判所裁判官3053、行政裁判所裁判官240、軍事裁判所裁判官94で、合計6946名である。

¹¹ BAPPENAS=NLRP(2010) "Statistik Penegakan Hukum tahun 2007. Law Enforcement Statistics 2007.Jakarta."によると、地方裁判所は331、宗教裁判所は343、行政裁判所は26、軍事裁判所は19である。また、普通高等裁判所は30(州の総数は33であるが、例外的に2州を管轄する高等裁判所が3つある。)、宗教高等裁判所は29、行政高等裁判所は4、軍事高等裁判所も4である。

ウ 調停人資格取得研修の一環としての日本人教授による講演実施

調停人資格取得者研修の一環として、草野教授及び稲葉教授が、話し合いでの紛争解決を促進する技法について、それぞれ「貸金訴訟において金銭の支払を合意する事例での和解技術」「自主交渉援助型調停と人間関係調整のトレーニング」との講演を行った。

4 南ジャカルタ地方裁判所訪問

ヘリスワントロ (Heriswantoro) 副所長をはじめとする裁判官のみなさまに御対応いただき、また、タクディル最高裁判事、アグン裁判官もアテンドいただいた。

ア 副所長からの説明

- ・南ジャカルタ地裁には、23名の裁判官が在籍しており、いずれも民事、刑事双方の事件を担当している。
- ・インドネシアの地方裁判所は、1A、1B、2にランク分けされ、南ジャカルタ地方裁判所は、1Aに当たる。下のランクの地方裁判所で所長を経験した裁判官ばかりが配属されている¹²。
- ・民事訴訟につき、裁判官3名の合議体で審理するが、養子縁組の許可など紛争性が低い、比較的簡易な事件については、裁判官1名で審理することもある。事件担当裁判官は、事件ごとに裁判所所長又は副所長が決定する。
- ・合議体で審理する場合、判決のドラフトは、裁判長が行う。どの裁判官も裁判長として担当する事件を持っていることが前提である。
- ・訴訟費用は、裁判所所長の決定の形でルールが決められている。訴え提起の手数料は、請求額の多寡にかかわらず、一定である。一方、書類の郵送や証人等の交通費に関しては、当事者や関係者の所在地によって、予納すべき金額が異なってくる。

¹² 2010年度インドネシアの裁判官に確認したところでは、地方裁判所の所長を経た者が高等裁判所の裁判官になるという昇進経路である一方、高等裁判所の裁判官になった者が、地方裁判所の裁判官になることは原則としてないとのことであった。

・民事訴訟で判決がなされる前に被告の財産を仮差押えする手続(日本で言うところの民事保全)は、制度としてはあるが、抑制的、慎重な運用がなされている。仮差押えの発令に当たって、担保を求めるということはない。

・一審判決がなされた後、上訴がなされた場合でも、判決確定前の執行を認める命令(日本で言うところの仮執行宣言)を出すことがないわけではないが、特別必要性が高い場合に限定されている。この発令に当たっては、請求額と同額の担保を立てることが必要とされている。

イ 和解・調停・ADRに関するセミナーの開催

2007年から2009年まで実施されたJICA和解・調停支援プロジェクトのフォローとして、インドネシア最高裁の主催で、南ジャカルタ地裁の裁判官その他職員を対象に、草野教授及び稲葉教授が話し合いでの紛争解決を促進する技法について、司法研究開発研修所におけるのと同様の講演を行った。

ウ 訴訟手続に関するプレゼンテーション

南ジャカルタ地裁の裁判官らから、民事訴訟の第一審¹³から最高裁の上告審、判決の強制執行までの流れ、刑事訴訟手続、さらに各種統計につき、プレゼンテーションをしていただいた。その際用いられたパワーポイントはデータとしても提供を受け、日本語訳した上で公開することの了解もいただいた。また、当職からの求めに応じ、仮差押えや判決の強制執行に関する決定書の写し、売買、貸金、離婚などの事件に関する判決書の写しを提供いただいた¹⁴。

5 デンパサー地方裁判所訪問

ピター (John Piter) 所長をはじめとする裁判官の

¹³ 民事訴訟の第一審手続については、山下輝年「インドネシア司法事情」ICDニュース12号(2003年11月号) <http://www.moj.go.jp/content/000010280.pdf>が詳しい。

¹⁴ いずれの資料も、インドネシアの法・司法を知る上で有用な資料と考えられるため、福井弁護士に委託している調査との連携も視野に、翻訳作業を進めていく方針である。

みなさまに御対応いただき、また、タクディル最高裁判事、アグン裁判官もアテンドいただいた。南ジャカルタ地方裁判所の際と同様、和解・調停・ADRに関するセミナーの開催したほか、ピター所長から、以下のとおり、説明を受けた。

- ・デンパサール地方裁判所には、16名の裁判官が在籍している。地方裁判所は、1A、1B、2の三段階にランク分けされるが、当裁判所は一番上の1Aにランクされており、下位ランクの地裁で所長を経験した者ばかりで、経験年数としては20年程度である。
- ・また、裁判官採用試験合格後の実務研修中である裁判官候補生が1期当たり6名、合計12名いる。今は事務や書記官の業務を行っている。また、全国で10の地裁にいるメンター（教官）は、当裁判所にはいない¹⁵。裁判官候補生は、正式に採用されると、一番低い2のランクの地方裁判所に配属される。
- ・デンパサールを含むバリ島では、ヒンズー教徒が多いが、イスラム教徒以外の離婚事件は、宗教裁判所ではなく、通常裁判所の管轄である。そのため、デンパサール地方裁判所では離婚事件がとても多く、昨年の民事事件500件程度のうち、400件程度は離婚事件である。他の民事事件としては、契約不履行、土地紛争、不法行為などがある。一方、刑事事件は、昨年1300件程度であった。
- ・インドネシアでは、夫婦間で離婚の合意があったとしても、必ず裁判所の判決を得なければ離婚することはできない。離婚訴訟のうち、離婚の合意があるものは25%程度、離婚に争いがあるものは75%程度といったイメージである。また、このような離婚制度であるため、私たちにとって離婚事件で調停や和解が成功するというのは、円満な方

向での調整ができた場合を意味する¹⁶。

- ・アダット（慣習法）が適用される典型としては、遺産分割事件における相続分が挙げられる。現在16名の裁判官中、バリ出身者は4名であり、他は北スマトラ出身者が7名、ジャワ出身者が4名、アンボン出身者が1名であるが、訴訟でアダットを知る必要が生じた場合には、村長を証人と呼ぶのが通例である。なお、20年ほど前に全国のアダットが編さんされたが、慣習法が変化している可能性があるため、参考資料としての扱いにとどまる。
- ・16名の裁判官のうち、6名は産業関係裁判所の裁判官として、労働事件を担当する資格を持っている。この資格を取得するためには、10年以上の実務経験を積んだ後、所定の研修を受け、そこでのアセスメントも踏まえ、最高裁判所から資格を付与されることが必要である。なお、これら裁判官も労働事件だけを担当しているわけではなく、他の裁判官と同様、別の民事事件や刑事事件も配転される。
- ・バリ島の労働事件は、すべてデンパサール地方裁判所（内に観念される産業関係裁判所）が扱う。労働事件においては、上記6名中1名のキャリア裁判官と、労使それぞれの立場からのアドホック裁判官の合計3名で合議体を構成する。デンパサール地方裁判所では、アドホック裁判官のリストに載っているのは、労使それぞれにつき各2名である。

第3 若干の考察

1 裁判官の研修について

日本では、合議体ごとにこれを構成する裁判官は、ほぼ固定されているが、インドネシアでは、事件ごとに合議体を構成する裁判官の組み合わせが異なっ

¹⁵ メンターシステムその他裁判官候補生研修の詳細については、角田多真紀「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、及び今後の改善充実の方向性について」<http://www.moj.go.jp/content/000073987.pdf>を参照。

¹⁶ 日本では調停離婚や和解離婚が許容されているため、日本における離婚事件での調停率を紹介する際などに、誤解が生じないよう留意が必要である。

いる。日本では、この合議体にベテランの裁判長と若手の裁判官を入れ、しかも合議事件の主任裁判官に最も若い裁判官を入れた上、判決のファーストドラフトも主任裁判官の役割とすることで、若手裁判官に対する OJT の環境を整えているが、インドネシアの仕組みでは、若手裁判官が一定以上の経験、能力を有する先輩裁判官と一緒に仕事をする機会を持つことができず、OJT に限界があると考えられる。

このようにインドネシアでは、裁判官の人事配置に起因して OJT が十分に機能しておらず、また、執務の参考になるような教材、資料などの整備も進んでいない。そのため、裁判官の能力向上を実現していく方策として、司法研究開発研修所での研修への依存が大きくなり過ぎであるようにも思われる。

とはいえ、日本で OJT がうまく循環しているのは、指導者足り得る人材の層が厚いからである。インドネシアにおいて、日本と同じほどに OJT の比重を高めるだけの土壌、すなわち、指導者たり得る裁判官層の厚みがあるとは考えにくい。インドネシアの実情に応じた研修所での研修、OJT、執務教材・参考資料整備のベストミックスが検討されるべきであろう。

2 膨大な上告事件への対応について

インドネシアでは、膨大な上告事件への対応策として、上告制限導入の議論が再燃している。ただ、上告制限の導入には、本来下級裁判所が一定水準の司法サービスを提供していることが前提として必要とも思われ、制度設計に当たっては、この点の問題意識も不可欠と考えられる。さらに、商業裁判所や産業関係裁判所（労働事件を扱う）の事件については、一審判決に対して、最高裁判所への上告のみが認められているが、これについても他事件と同様に上告制限を設けてよいかという問題もある。

なお、日本であれば、金銭請求を始め、給付請求事件の大半において、無担保で仮執行宣言が出されており、これが一審重視による紛争解決にもつながっているが、インドネシアの制度下では、仮執行宣

言はほぼ機能していないと思われ、下級審軽視、最高裁への上告事件数の肥大化の一因にもなっていると推測される。ただし、日本のような運用を行うことができる前提としては、下級審裁判官の能力、判決の質、それらに対する一般的な信頼が必要であり、それらがいまだ不十分なインドネシアで全く同様の制度設計及び運用を直ちに求めることは、困難と思われる。

3 民事保全について

民事保全は債権回収の実効性を高めるために不可欠な制度であるが、インドネシアでは、有効に機能していない様子である。民事保全を含めた民事訴訟について規定する HIR (RIB) 226, 227 条によれば、保全の発令に先だって債権者が担保を立てることは必要とされていないし、現にそのような運用がなされているようだが、これがかえって保全の発令を必要以上に慎重に、抑制的にしており、結果として債権者の権利行使を阻害しているように見える。この点、日本であれば、原則として債権者に担保を求める一方、比較的柔軟に発令をすることで、債権者と債務者との利害調整を図っている。

また、HIR (RIB) 226, 227 条及びヘリスワントロ副所長の説明によれば、民事保全の申立ては、飽くまで訴訟提起が前提となっていることがうかがわれる。また、裁判所での調停手続についても、訴訟提起後にしか認められていない。日本では、民事保全、調停のいずれについても、訴訟手続とは別個の手続として、独立に申し立てることが可能であるのとは対照的である。

4 概要の整理メモ

本調査の結果も踏まえ、インドネシアの法・司法や法整備支援の概要につき、「インドネシア法・司法の実情と法整備支援の経過」と題した4ページ程度のメモをまとめたので、末尾に添付する。

インドネシア法・司法の実情と法整備支援の経過（2011年10月時点）

法務省法務総合研究所国際協力部
教官 松川 充康

1 インドネシア基礎情報¹

面積	約 189 万平方キロメートル（日本の約 5 倍）
人口	<u>約 2 億 3800 万人</u> （2010 年）
首都	ジャカルタ（人口 959 万人：2010 年）
民族	大半がマレー系（ジャワ、スンダ等 27 種族に大別）
原語	インドネシア語
宗教	イスラム教 88.6%、キリスト教 8.9%（プロテスタント 5.8%、カトリック 3.1%）、ヒンズー教 1.7%、仏教 0.6%、儒教 0.1%、その他 0.1% * <u>世界最大のイスラム人口を有する</u>
政体	大統領制，共和制
国家元首	スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領（2009 年 10 月 20 日二期目就任、任期 5 年）
1 人当たり GDP	<u>3005 ドル</u> （2010 年）← <u>1283 ドル</u> （2005 年）

ASEAN における位置づけ

ASEAN 事務局や ASEAN 常駐代表委員会（大使級）が置かれているほか、ASEAN 日本政府代表部もインドネシアに。

*ASEAN は、人口が約 5 億 8000 万人で、わが国の貿易先としてはアメリカを上回り、中国に次ぐ規模。

2 インドネシア法・司法制度の概要

(1) 統治機構及び裁判所機構

末尾の図面参照²

通常裁判所裁判官 3559，宗教裁判所裁判官 3053，行政裁判所裁判官 240，軍事裁判所裁判官 94 で，合計 6946 名（最高裁判所裁判官は約 60 名）。

上訴率が高く，最高裁の膨大な未済事件数がかねてから問題となっている。

(2) 法令の整備状況

会社設立の手續など，外国企業からの投資呼び込みの「入り口」部分に関する法律は比較的整備。知的財産権法など，いわゆる経済法に属する法律も整備が進展。

↓しかし，

¹ 外務省ウェブサイトを参考にした。

² 島田弦「インドネシア」『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会を参考とした。

民商事法全体の体系にとって、基礎工事部分ともいえる民法及び民事訴訟法（民事保全・民事執行も含む。）については、オランダ統治時代のオランダ語で書かれた法律が
いまだにそのままで、時代の変化にまったく対応できていない。民事訴訟につき、最高
裁通達で埋め合わせることも多いが、一般人にとって入手が容易でなく不透明。

(3) 法運用の実情

行政、司法ともに、汚職の問題に加え、公務員や裁判官の能力の問題を原因として、
その法運用は予測可能性、透明性ともに欠けている³。主要なビジネスリスクとしても
繰り返し指摘されている。

また、法律家であっても、漠然と「実務はこうなっている。」という説明にとどまり、
法律上の要件や効果を意識した法的議論をできない人が少なくない。

3 法学教育、裁判官養成制度の実情

(1) 大学における法学教育

講師が逐条解説的に自分のノートを読み上げ、学生がそれを書き取るというものが多
い。ケース検討・研究のようなことはあまりなされない。

(2) 裁判官採用試験及びその後の研修

- ・ 検察官、弁護士とは、採用試験も研修も別。
- ・ 採用後の研修として、2年間で集合修習と実務修習を計3回往復するシステムを2011
年から開始。裁判官の職務だけでなく、組織マネジメントや書記官事務も。
- ・ 日本の白表紙に当たるような教材はない。研修の質を安定させるため、標準的な教材
の開発が課題となっている。
- ・ 裁判官のOJTを意識した人員配置、執務室設計がなされているとは言いがたい。

4 法整備支援の経過

2002年	JICA 枠組みによる交流開始
2007年4月～2009年3月	JICA 和解・調停支援プロジェクト 成果物① 2008年調停に関する最高裁規則及び注釈書 成果物② 調停人養成研修のカリキュラム及び教材
2009年	同プロジェクトフォローアップ研修
2010年3月	当部予算にて、インドネシア最高裁アチャ民事部長などを招

³ ジャパンジャカルタクラブによる提言「黄金の5年間に向けて—ビジネス環境の改善に向けた日本企業の提言—」（2010年1月）<http://www.jjc.or.id/picture/iken20100122JPN.pdf>

・ 「インドネシアが取り組むべき課題は無数にあるが、我々は、とりわけ2つのL、すなわち、法的不透明性（“Legal Uncertainty”）と、インフラの欠如（“Lack of Infrastructure”）については早急な解決が求められていると考える。」

・ 「法の信頼性確保のため、行政、司法を含め、予見可能で統一的な法解釈とその迅速で的確な執行が求められる。」

へい。JICA プロジェクトを通じて形成された人的信頼関係を基礎に、今後も交流を続けていくことに。

2010年8月 当部予算にてインドネシアを1週間程度訪問。草野教授などと共に、和解・調停普及セミナーに協力するとともに、インドネシアの裁判官養成制度に関する調査を実施。

2010年11月 インドネシア最高裁判事ら10名が1週間程度来日（5名は当部予算による招へい、残り5名はインドネシア側負担）。司法研修所などを訪問し、日本の法曹養成制度を研究。

2011年8月 インドネシア現地における法・司法の実情調査

2011年11月 インドネシア最高裁判事ら10名が1週間程度来日（5名は当部予算による招へい、残り5名はインドネシア側負担）。日本の法曹養成、民事訴訟などを研究。

5 インドネシア法・司法に関する調査活動

(2010年度)

- ・角田多真紀（弁護士，元長期専門家）「法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」
- ・角田多真紀「最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討，および今後の改善充実の方向性について」

(2011年度)

- ・福井信雄（弁護士，長島大野常松法律事務所，ジャカルタ駐在）「インドネシアにおける強制執行，民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」
- ・島田弦（名古屋大学准教授，インドネシア法学者）「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」

6 インドネシアにおける法整備支援ニーズと今後の方向性

(1) 基本的な位置づけ

ア インドネシアはわが国政府にとって法整備支援重点国の1つ⁴。

イ 法整備支援全般につき，政府インターネットテレビ（内閣府）での広報動画「法制度整備支援～法律づくりと人材育成の国際協力～」⁵

(2) 具体的なニーズの例

ア 民法，民事訴訟法といった基本法の整備

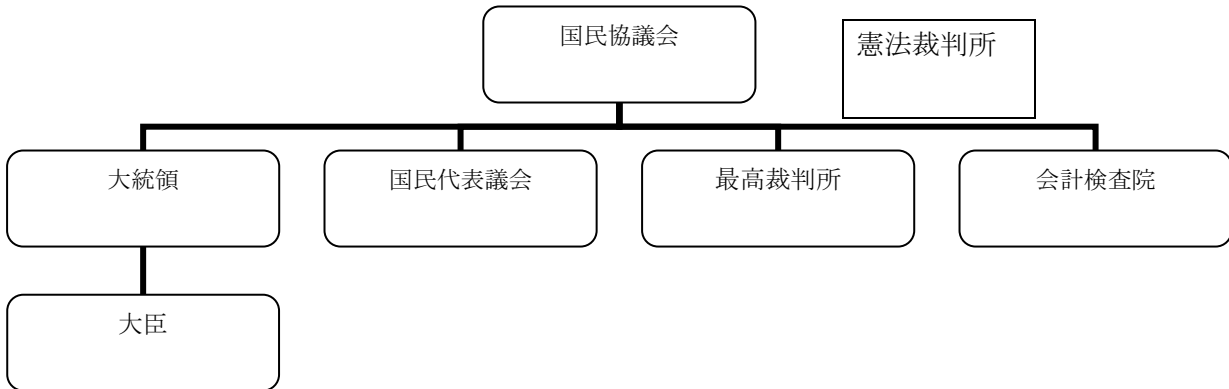
イ 裁判官研修制度（OJTや教材開発を含む。）の改善・充実

ウ 基本的な法的思考や倫理観を備えた法律実務家の育成

⁴ 第13回海外経済協力会議を踏まえた法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月）

⁵ <http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5316.html>

(統治機構)



(裁判所機構)

